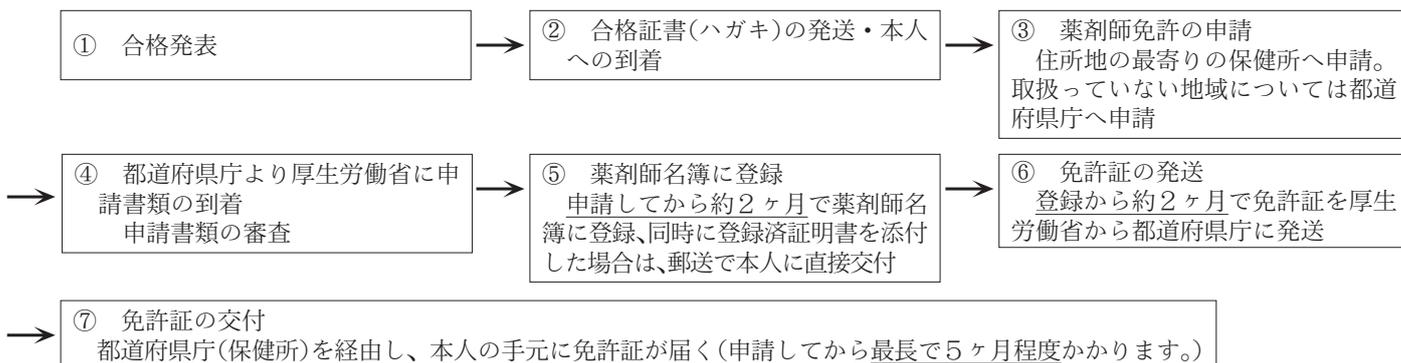


薬剤師免許証の申請等について

○厚生労働省で管理する薬剤師名簿に登録されなければ、薬剤師として業務を行うことはできません。国家試験合格後すみやかに免許申請を行ってください（ただし、登録申請期限はありません。）。

1. 免許証交付までの事務の流れ



2. それぞれの説明

① 合格発表

令和7年3月25日（火曜日）午後2時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載します。

※ 厚生労働省ホームページについて、合格発表時刻前後はアクセスが集中するため、一時的に表示ができなくなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

合否についての問い合わせ、受験番号の照会等については一切応じられません

② 合格証書の発送等

合格者には合格発表日に合格証書を発送します。

合格したにもかかわらず、合格発表日から2週間以上経過しても合格証書が届かない場合は、必ず本人が厚生労働省へ電話で問い合わせること。

なお、出願時の住所から転居をした場合は、必ず郵便局で転居届の手続きを行うこと。その場合、郵便局間の転送等で到着まで時間がかかります。

合格証書は免許証申請時に必要となります。合格証書左上の「第～号」の合格証書番号は、免許申請書の所定の欄に必ず記載すること。（合格証書を紛失した場合は、再交付の手続きが必要となります。）

③ 薬剤師免許申請手続について

I 免許申請に必要な書類について

(1) 免許申請書（別添の申請書を使用すること。）

(2) 診断書（別添の診断書を使用し、診断日の翌日から起算して1ヶ月以内のものを添付すること。）

・「専門家による判断が必要」と診断された場合、該当項目に係る診療科の主治医又は専門医による詳細な診断書（診断書様式の裏面）をあわせて提出すること。

・「病院、診療所又は介護老人保健施設等の名称」欄は、診断した病院、診療所等の名称を正確に記入されているものであること。

（例）「〇〇医科大学」「〇〇大学第一内科」「〇〇外科教室」等は、病院又は診療所と認められないので不可。「〇〇大学附属病院」は可

・障害の状況や合理的配慮について、本人より意見等があれば、別途添付（様式不問）も可（提出は任意）。

(3) 戸籍抄（謄）本又は住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（発行日の翌日から起算して6ヶ月以内のものを添付すること。住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書にあっては本籍地都道府県の記載のあるものを提出すること。）（注）個人番号が記載されていないものを提出すること。以下同じ。

・薬剤師国家試験の申請時から氏名、性別、本籍地都道府県名、国籍が異なる者（本人が出願時に書き間違えた場合も含む）又は旧姓併記を希望する者は、戸籍抄（謄）本を添付すること。

・日本国籍を持たない者については、以下の書類を添付すること。
中長期在留者・特別永住者：住民票の写し又は住民票記載事項証明書（国籍等を記載したものに限る。）
短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し

(4) 登録済証明書用はがき（必要な者のみ添付すること。詳細は裏面参照。）

(5) 過去に罰金以上の刑に処せられたことのある者については、以下の書類を添付すること。

・罰金以上の刑にかかる判決謄本又は略式命令書の写し（原本は持参し、照合を受けること。）

・罰金刑については、当該罰金にかかる領収証書（紛失した場合、支払った旨の申述書）

・反省文

II 申請書の記入方法について

(1) 黒のボールペンを使用し、楷書で正確に記入すること。

(2) 氏名欄の記載については、必ず戸籍に記載されている文字を使用すること。

(3) 日本国籍を持たない者については、本籍地欄を国名、生年月日欄は西暦で記入すること。

(4) 記入方法は、裏面の「見本様式」を確認すること。

III 登録免許税の納付方法について

(1) 登録免許税として、30,000円分の収入印紙を申請書の収入印紙欄に貼付すること。

（注）収入印紙への消印は行わないこと。

(2) 領収証書（税務署等に現金納付）の場合は、申請書の裏面に領収証書を貼付すること。

《裏面あり》

R07.01

IV 登録済証明書について

薬剤師名簿登録から免許証の交付まで期間を要することから、薬剤師名簿に登録されたことを迅速に証明するため、希望者に登録済証明書を発行しています。発行を希望する者は、厚生労働省が配布する登録済証明書用はがきを申請書とともに提出すること。

なお、登録済証明書は薬剤師名簿登録日に発送します。

- (1) 登録済証明書用はがきの表面は、受取先の郵便番号、住所及び氏名を記入し、所定の切手を貼付すること。速達を希望する場合は、郵便番号欄の上に朱書きで「速達」と記入の上、所定の切手を貼付すること。
- (2) 登録済証明書用はがきの裏面は、氏名欄のみ記入すること。必ず戸籍に記載されている文字を使用すること。
- (3) 登録済証明書用はがきがない場合は、官製はがきを使用すること。その際、裏面は白紙のまま提出すること。
- (4) 免許申請後に転居をした場合も、必ず郵便局で転居届の手続きを行うこと。

V 申請書類の提出方法について

- (1) 申請書類は、住所地（住民票による）を管轄する保健所（取扱いのない地域は都道府県庁）に提出すること。
（注）窓口が不明な場合は、都道府県庁の薬剤師免許担当部署に問い合わせること。
- (2) 書類は、「申請書」「診断書」「戸籍抄（謄）本（又は住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書）」の順に重ね、左上をホチキスでとめてから提出すること。登録済証明書の発行を希望する者は、申請書類の最後にそのはがきをクリップでとめ、提出すること。
- (3) 受付窓口にて、薬剤師免許申請有資格者であることの証明として合格証書原本を提示し、申請書に記載した合格証書番号との照合を受けること。
（注）必ず合格証書到着後に免許申請を行うこと。
- (4) 申請書の記載内容又は添付書類に不備がある場合、薬剤師名簿登録まで時間を要することになるため、提出前に必ず確認を行うこと。

④、⑤申請書類の審査、登録

申請書類は、厚生労働省において到着順に書面審査を行い、薬剤師名簿に登録されます。名簿に登録されるまで、申請後約2ヶ月の期間を要します。

⑥、⑦薬剤師免許証の交付

免許証は、厚生労働省から都道府県庁へまとめて発送します。更に申請を行った窓口を経由して申請者に交付されます。通常は薬剤師名簿登録から約2ヶ月の期間を要します。

免許申請後、免許証を受け取るまでの間に転居や連絡先等の変更があった場合は、速やかに申請書類を提出した保健所等に届け出ること。

（見本様式）

収入印紙
30,000円

収入証紙では受け付けられません。

薬剤師免許申請書

1. 平成 年 月 施行第 回薬剤師国家試験合格
合和 ↑ ↑ ↑
(受験地) 合格証書番号第 号
2. 罰金以上の刑に処せられたことはありません。
(あるときは、その罪、刑及び刑の確定年月日)
3. 薬事に関し犯罪又は不正の行為を行なったことはありません。
(あるときは、違反の事実及び年月日)
4. 旧姓併記の有無。(有の場合は希望する旧姓)
有・無
5. 過去に薬剤師免許を有していたことの有無。(有の場合は登録番号)
有・無

上記により、薬剤師免許を申請します。

年 月 日

本 籍(国籍) 都道府県

住 所 都道府県

ふりがな 氏 名 (男・女)

昭和 年 月 日生

(西暦)

連絡先 TEL.

厚生労働大臣 殿

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。

3 収入印紙には、消印をしないこと。

4 領収証書は、裏面にはること。

受付都道府県番号

合格証書番号を確認の上、必ず記入
(受験番号ではありません。合格証書左上に記載されている番号です。)

都道府県名のみ記入
(～市～町は不要です。)

現住所を記入

日本国籍の者は元号で記入
外国籍の者は必ず西暦で記入

本人連絡先を記入

受付をした保健所等で記入するため、記入は不要です。

施行年月回数を必ず記入

受験地を必ず記入

免許証に使用するため戸籍上の氏名を楷書ではっきりと間違いのないように記入

外国籍の方で「住民票」に通称名の記載があり、通称名併記の免許証の交付を希望する場合は、氏名の下に括弧書きで通称名を記入